



大津市公報

平成 27 年 8 月 4 日
号外 (第 52 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
104	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
105	大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1
訓 令	
9	大津市民病院事務決裁規程の一部改正..... 2

規 則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 8 月 4 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第104号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「室次長（」の次に「7 級及び」を加え、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「（6 級）」の次に「及び 8 級」を、「室長を除く。）」の次に「、室次長（病院法人移行準備室次長に限る。）」を加え、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「、管理監」の次に「、室長（病院法人移行準備室長に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 8 月 5 日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 8 月 4 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第105号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則（昭和42年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、科、部、室、研究所、センター、課並びにステーション」を「及びセンターを置き、並びにこれらに次のとおり科、部、研究所、センター並びに課」に改め、患者相談支援室 を削り、同条訪問看護ステーション」

第 2 項中「事務局」の次に「、センター」を加え、「及びセンター」を「、センター及びステーション」に、

「 臨床研修センター

事務局

病院法人移行準備室

「 臨床研修センター」を 患者総合支援センター に改める。

地域医療連携室

患者相談支援室

訪問看護ステーション」

第 5 条中「、室」を削る。

第 7 条の 2 を次のように改める。

第 7 条の 2 患者総合支援センターの分掌事務は、患者総合支援センターの各室及び訪問看護ステーションの管理に関することとする。

第 8 条中「分室」を「第 2 条第 2 項に規定する分室、センター及びステーション」に改め、同条臨床研修セン

ターの項の次に次のように加える。

病院法人移行準備室

地方独立行政法人への移行の準備に関すること。
室の庶務に関すること。

地域医療連携室

患者の入退院に関すること。
入院患者の転院に関すること。
救急患者の受入れに関すること。
難病に関すること。
地域医療連携に関すること。
医療相談に関すること。
空床管理に関すること。
法令の規定による患者の届出に関すること。
地域医療研修室との連携に関すること。
地域病院間におけるがん診療に係る連携及び支援に関すること。
室の庶務に関すること。

患者相談支援室

患者相談に関すること。
院内ボランティアに関すること。
室の庶務に関すること。

訪問看護ステーション

訪問看護業務に関すること。
ステーションの庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成27年 8 月 5 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 9 号

大津市民病院事務決裁規程（平成24年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成27年 8 月 4 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 1 項第 7 号中「を除く。）」の次に「、管理監」を、「する病院」の次に「又は事務局」を加え、同項第10号中「、参事」を「、室次長（病院法人移行準備室長に限る。）、参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 8 月 5 日から施行する。